

社会福祉法人織りなす 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人織りなす（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等、費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事を指し、評議員と合わせて「役員等」という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、理事長及び常務理事を指し、当法人を主たる勤務場所とし、週2日以上を基本とし当法人の役員としての職責を有する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等をいう。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬等は、支給しないものとする。

- 2 当法人の評議員の役員報酬等は、当分の間、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
 - (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償
村内 1,000 円
その他 2,000 円
 - (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償
村内 2,000 円
その他 3,000 円
- 3 旅費は実費支払いとするが、目的地への最短距離により計算する。
- 4 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支払うことができる。
- 5 車船運賃等は、その状況により、特急券、タクシー等の実費を支払うことができる。
- 6 出張中の宿泊料は10,000円を上限として1夜あたり実費により支払うことができる。
- 7 旅費等は原則として、事後に清算する。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。